

平成 23 年 4 月 12 日

東日本大震災に伴う他行預金の払戻しについて

このたびの地震で被災された皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。

筑邦銀行(頭取 佐藤 清一郎)は、被災された皆さまのご支援の一環として、全営業店にて、被災された方を対象に「他行預金の払戻し」の取扱いを 4 月 8 日より開始いたしましたのでお知らせいたします。

1. 取扱いの窓口

全営業店(42 店)の窓口にて、平日 9 時 ~ 15 時までの取扱いです。

2. 「他行預金の払戻し」の内容

当行が、「お客様の申し出の内容」をお客さまの取引銀行に連絡し、お客様の取引銀行からの指示に従ってご預金を払戻しいたします。

ご預金の払戻しには、通常より時間がかかる場合や翌営業日の取扱いとなる場合がありますので、予めご了承ください。

3. ご本人確認について

(1)ご本人の確認ができる運転免許証や健康保険証等の資料を可能な限りお持ちください。

(2)通帳、お届け印等をお持ちのお客さまは窓口にてご提示ください。また、通帳、お届け印等をお持ちでないお客様のお引出しについてもご相談ください。

4. 対象の金融機関

きらやか銀行・北日本銀行・仙台銀行・福島銀行・大東銀行・荘内銀行・山形銀行・岩手銀行・東北銀行・七十七銀行・東邦銀行・常陽銀行の 12 金融機関

以 上

本件に関するお問い合わせ先

筑邦銀行 事務部

西原、大部(おおぶ)

TEL 0942-32-5407